

第2部
環境の現状と県の取組

第1章 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

【目指す姿】

- 各家庭では、省エネ家電、エコカー、省エネ住宅など化石燃料やエネルギー消費の少ない商品や設備が身近なものとして普及・定着しています。
- 各企業では、生産や流通などの過程において低炭素型の施設・設備を導入しています。
- 都市部では、バスや電車などの公共交通機関や自転車の利用が進んでいます。
- 豊富な日射量を生かした太陽光発電、中国山地の豊富なバイオマス¹等、地域の特性に応じた再生可能エネルギーが広く普及しています。
- 森林が適切に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能が維持されています。

第1節 省エネルギー対策の推進

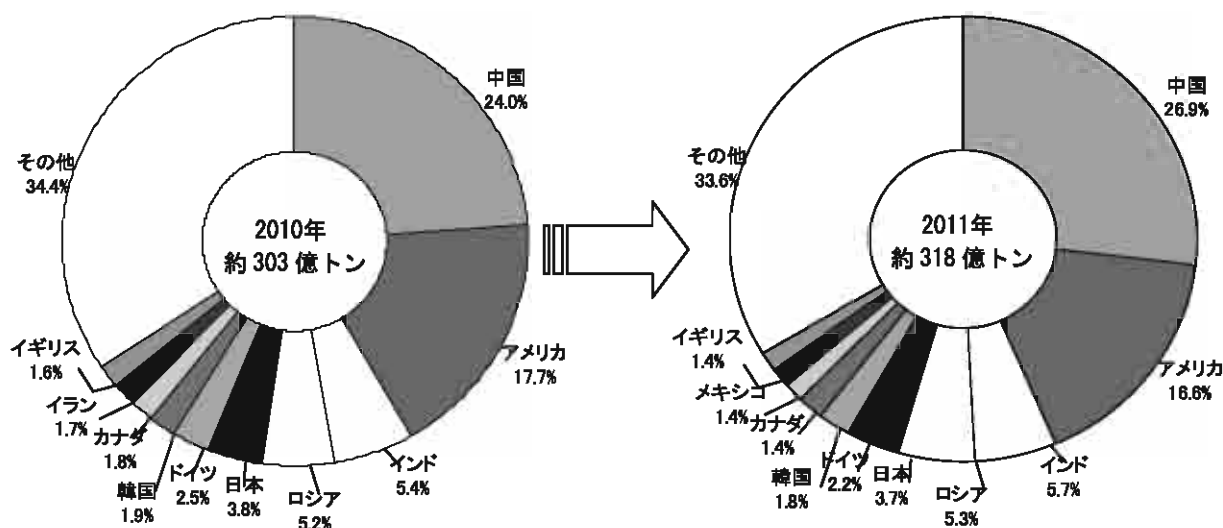
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成23年(2011年)の二酸化炭素排出量は、年間約318億トンで、平成22年(2010年)と比較して約15億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。中国、インドなど新興国の排出量が増加しており、平成19年には、中国の排出量がアメリカを上回り世界第1位となっています。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合(二酸化炭素換算)



資料：エネルギー・経済統計要覧

1 バイオマス：もともと生物(bio)の量(mass)のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいう。

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成22年度の二酸化炭素排出量は平成2年度に比べて27.3%増加、平成21年度に比べて7.4%増加しています。

平成22年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は、3,923万トンで、県全体の70.7%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合(45.6%)と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

運輸部門からの排出量は、平成22年度では636万トンで、県全体の11.5%と二番目に大きな割合を占めています。

民生(家庭)部門からの排出量は、平成22年度では498万トンで、県全体の9.0%と三番目に大きな割合を占めています。平成2年度以降の民生(家庭)部門の排出量は、世帯数が増加したこと等により、増加しており、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生(業務)部門からの排出量は、平成22年度では447万トンで、県全体の8.1%を占めています。平成2年度以降の民生(業務)部門の排出量は、事務所や小売等の延床面積が増加したこと等により、増加しています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と伸び率(平成22年度)

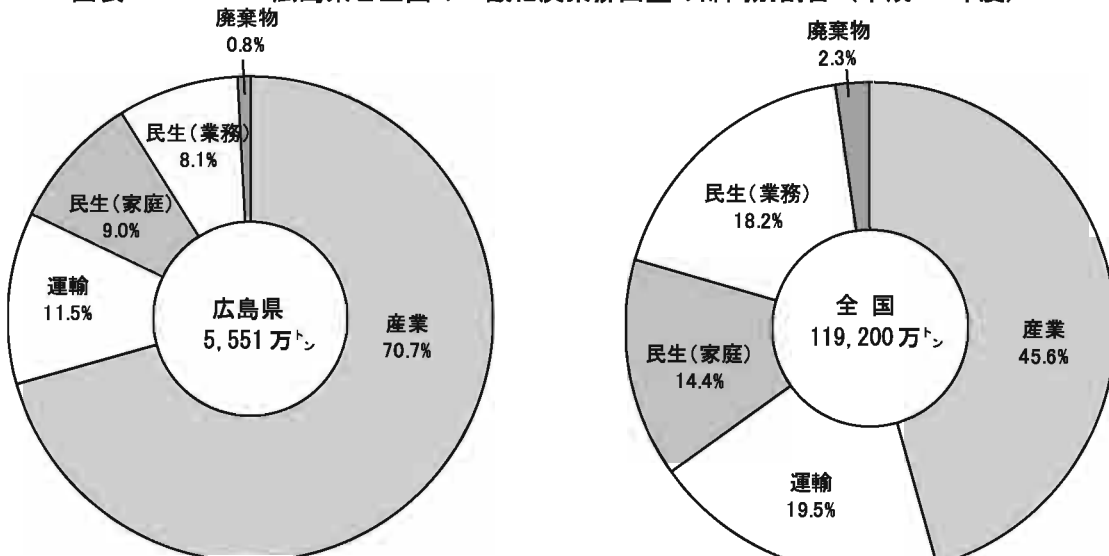
区分	H2基準年		H22実績		H2~H22伸び率		備考
	国(万t)	県(万t)	国(万t)	県(万t)	国(%)	県(%)	
産業	61,330	3,088	54,360	3,923	▲11.4	27.0	県目標 H22年度に、H2排出量比 ▲2%※ 国目標 H20~24年度の間で、H2 年度排出量比 ▲6%※ ※温室効果ガス全体の削減率
運輸	21,700	599	23,200	636	6.7	6.2	
民生(家庭)	12,700	326	17,200	498	34.8	52.8	
民生(業務)	16,400	300	21,700	447	31.9	49.0	
廃棄物	2,270	48	2,740	47	20.6	▲2.1	
合計	114,400	4,362	119,200	5,551	4.2	27.3	

(注1) 産業にはエネルギー転換(発電施設等の自家消費)、工業プロセス(セメント生産など)を含む。

(注2) 平成22年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力の実排出係数(0.728kg-CO₂/kwh)を用いて算出しているが、京都メカニズムを活用した中国電力の調整後排出係数(0.491kg-CO₂/kwh)を用いた場合、二酸化炭素排出量は、5,066万tで平成2年度比16.1%の増加となる。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 広島県と全国の二酸化炭素排出量の部門別割合(平成22年度)



資料：県環境政策課

出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

1 総合的・計画的な施策の推進

【取組状況】

ア 「広島県環境基本計画」・「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

本県の環境に関する総合計画である「広島県環境基本計画」及び地球温暖化対策に係る個別計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進します。

2 産業・民生（業務）部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（産業）	—	—	—	エネルギー消費原単位を H19年度から13%改善	H32
	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万t-CO ₂	465 (H19)	447 (H22)	272	
指標	業務用太陽光発電導入量	kl (原油換算)	393 (H20)	22,387	19,200	H27
	中小企業向け環境マネジメントシステム取得事業所数	件	112	161	400	

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種³及び第2種エネルギー管理指定工場⁴に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況(温室効果ガス削減実施状況報告書)の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】計画の進捗状況等を把握するとともに、国の制度を活用して県内の第1種及び第2種エネルギー管理指定工場から排出された温室効果ガス排出量を把握し、事業者の地球温暖化防止に向けた取組を支援。

(2) 環境にやさしい事業活動の普及促進

※ 関連事業：エコアクション21・ISO14005 導入促進(P92)、エコアクション21・ISO14005 取得支援 (P92)

(3) カーボンオフセット・クレジット制度の活用

※ 関連事業：県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業(P17)

2 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。
 3 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000kl以上の工場・事業場
 4 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500kl以上3,000kl未満の工場・事業場
 5 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

(4) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進 (P95)，県庁舎東館省エネルギー化E S C O事業 (P95)，県庁舎屋上緑化モデル事業 (P95)，太田川流域下水道建設事業 (P95)，工業用水道事業・水道用水供給事業 (P95)，県立広島病院天然ガスコージェネレーション設置事業 (P96)

3 運輸部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標年度
目標	二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t-CO ₂	696 (H19)	636 (H22)	530	H32
指標	低公害車導入台数	万台	46	55※	176	H32

※平成24年3月末現在

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度【環境保全課】

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。平成25年度は78事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 信号機の改良 (LED化)【交通規制課】

二酸化炭素排出量の低減を図るため、消費電力が少ないLEDを使用した信号灯器を整備します。

【平成25年度実績】車両用灯器122灯、歩行者用灯器128灯のLED灯器を整備。

【平成26年度内容】23交差点にLED灯器の整備を予定。

※ 関連事業：都市交通円滑化の推進 (P37)，環状道路・バイパスの整備 (P37)，街路事業 (P37)，交通管制システムの高度化 (P37)

(3) 物流・人流の効率化等

ア 港湾物流の効率化【港湾漁港整備課】

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図ります。

【平成25年度実績・平成26年度内容】臨海土地造成事業の推進。

6 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
7 LED：発光ダイオード(Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

(4) 低公害車等の導入拡大に向けた普及啓発**ア ひろしまEVタウン推進事業 [環境政策課]**

走行中にCO₂を排出しない電気自動車（EV）の導入を促進するため、電気自動車の貸出及び充電設備の整備を行うレンタカー事業者等への支援を実施し、購入の動機付けとなるよう県民が気軽に電気自動車の性能を実感できる機会を提供します。また、観光ともタイアップすることで、本県の自然美のPRと環境意識の啓発を図ります。

【平成25年度実績】レンタカー事業者等に電気自動車（18台）及び充電器（11台）を配備。平成22年10月から補助事業者による県民、観光客等へのEV貸出及び充電設備の開放開始。

イ 県庁舎急速充電器整備・開放事業[環境政策課]

地球温暖化防止の取組の一環として、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）の普及に必要な充電環境を整備することにより、県内における電気自動車の普及や充電環境の整備に向けた機運を高めます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】マツダ（株）と共同して、県庁舎敷地内に電気自動車用急速充電器（1台）を設置し、県民への開放を実施（24時間365日）。平成25年度は約50件/月の利用。

ウ 環境に配慮した自動車に対する自動車税の減税[税務課]

地球温暖化問題への取組の一環として、通常のガソリン自動車と比較して走行時の二酸化炭素の排出量が少ない、クリーンディーゼル乗用車の自動車税を広島県独自に軽減し、普及を促進します。

【平成25年度実績】平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車について、登録の翌年度の自動車税額を概ね50%軽減。

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進（P38）、自動車排出ガス規制（P38）

エ 次世代自動車充電インフラ整備の促進 [環境政策課]

電気自動車の普及促進のため、国の事業を活用し、「ひろしま電気自動車充電インフラ整備計画」を策定して充電器の配備を進める。

【平成25年度実績・平成26年度内容】「ひろしま電気自動車充電インフラ整備計画」に沿って、適合確認を行い、充電器の配備を促進。平成25年度は65件の適合を確認。

(5) エコドライブ等の普及

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進（P38）、自動車排出ガス規制（P38）

(6) 県自らの低公害車の率先導入**ア 環境に配慮した次世代低公害車の導入[総務課]**

老朽化が進んだ公用車を、次世代低公害自動車に更新することで、環境に配慮した公用車の利用に率先して取り組みます。

【平成24・25年度実績】電気自動車15台、クリーンディーゼル乗用車5台を導入するとともに、県庁構内に電気自動車用充電コンセントを設置。

※ 関連事業：生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進（P38）

8 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などを招く違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるなどがあげられる。

4 民生（家庭）部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（民生（家庭））	万t-CO ₂	467 (H19)	498 (H22)	273	H32
指標	住宅用太陽光発電導入量	kI (原油換算)	6,795 (H20)	24,663	44,800	H32
	長期優良住宅 ⁹ の年間認定戸数	戸	1,054	2,102	2,250	H32

【取組状況】

（1）地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援（P10）

（2）ヒートアイランド¹⁰対策

※ 関連事業：県庁舎屋上緑化モデル事業（P95）

（3）実践行動を促すための情報発信・普及啓発

ア 県民運動の支援[環境政策課]

（ア）「ひろしま環境の日」の普及

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から開始した「ひろしま環境の日」（毎月第一土曜日）の新たな取組として、平成23年6月から「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し、実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信していきます。

【平成25年度実績】「ひろしま環境の日」行動宣言に1,041団体が登録。

【平成26年度内容】行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

（イ）マイバッグ運動の推進（環境保全活動支援事業）

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を開始しました。

【平成25年度実績・平成26年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。定着・拡大を図るとともに、事業者の新規参画を促進。

（ウ）家庭等における取組支援

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援します。

【平成25年度実績・平成26年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベントを開催。小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を配布。

⁹ 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

¹⁰ ヒートアイランド：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹¹（（一財）広島県環境保健協会）等と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】地球温暖化防止地域協議会¹²が各市町で1 団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。

(オ) 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業）

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】平成 25 年度は 15 人を派遣。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

キャンペーン期間中、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム会員企業へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯（ライトダウン）を実施するとともに、地球温暖化問題を考える機会として広く広報します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】ライトダウンの取組を県ホームページ等で周知。平成 25 年度は県内で 297 箇所が参加登録。

ウ ひろしまクールシェアの推進 [環境政策課]

夏季の節電への取り組みとして、電力需要が最大となる平日の昼間の時間帯に、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施し、電力のピークカット対策を推進します。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県及び市町の美術館・図書館等、民間商業施設で実施。平成 25 年度は、県及び市町の美術館・図書館等 196 施設、民間商業施設 215 施設が参加。

エ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図ります。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】県ホームページ等による広報を実施。平成 25 年度は、長期優良住宅の認定戸数 2, 102 戸。

11 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成 12 年 4 月 1 日に（財）広島県環境保健協会を指定。

12 地球温暖化防止地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

5 廃棄物部門対策

【環境の状態等を測る指標】

項目	目標値・指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
目標	二酸化炭素排出量（廃棄物）	万 t-CO ₂	50 (H19)	47 (H22)	45	H32
指標	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	22,451 (H20)	23,331	61,300	H32
	廃棄物熱利用導入量	kl (原油換算)	28,551 (H20)	—	110,300	H32

【取組状況】

（1）廃棄物の発生抑制

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進 (P22), 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 (P24)

（2）マイバッグ運動の推進

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進 (P10)

（3）リサイクルの推進

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P20), 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 (P21), 福山リサイクル発電事業の推進 (P23)

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進

【現状と課題】

削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日照時間が長いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取制度等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成25年度までの累計で導入件数は約49,550件となっています。(太陽光発電普及拡大センター等調べ)

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF³による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、平成25年度発電量は約107百万kWhとなっています。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目(内容)	単位	基準年度値 (H20)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
太陽光発電導入量	kl (原油換算)	7,188	47,051	64,000	H32
太陽熱利用システム導入量		42,127	43,739	50,700	
バイオマス発電導入量		66,459	68,616	97,000	
バイオマス熱利用導入量		297,803	—	385,500	
廃棄物発電導入量		22,451	23,331	61,300	
廃棄物熱利用導入量		28,551	—	110,300	

【取組状況】

(1) 太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの普及促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業[環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいきます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元していきます。

【平成25年度実績】県内3か所(庄原市、竹原市、東広島市)において、計6.6メガワットの太陽光発電所の建設工事に、順次着手し、計4.3メガワットの太陽光発電所の運転を開始。

【平成26年度内容】県内3か所(竹原市、廿日市市、北広島町)において、計3.8メガワットの太陽光発電所の建設工事に、準備が整ったものから順次着手。また、収益の地域還元事業として、地域における省エネ活動や幼稚園・保育園における省エネ設備の導入を支援。

³ RDF: Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

イ 県有施設太陽光発電導入事業〔環境政策課〕【新規】

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（屋根）へリース方式により太陽光発電設備を設置します。

【平成26年度内容】県有施設へのリース方式による太陽光発電設備の設置。

ウ 森林整備加速化・林業再生基金事業〔林業課〕

森林資源を有効活用するため、木質バイオマス利用施設の整備に対する支援を行います。

【平成25年度実績】木質バイオマス利用施設（木質チップボイラー等）3施設を整備。

【平成26年度内容】木質バイオマス利用ボイラー等の整備予定。

エ ダム小水力発電推進事業〔農業基盤課・河川課〕

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進します。

【平成25年度実績】ダム管理用水力発電施設の実施設計に着手。

【平成26年度内容】ダム管理用水力発電施設の工事に着手。

オ 県営住宅整備事業〔住宅課〕

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めます。

【平成25年度実績・平成26年度内容】建替えを行う県営住宅において、より高い省エネ水準とすると共に、太陽光発電システムを導入する等、先導的な取り組みを推進。平成25年度は県営舟入住宅（3号館）の整備完了。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P23）、工業用水道事業・水道用水供給事業（P94）

第3節 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

本県の森林面積は、県土面積の約7割にあたる611千ha（平成26年4月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

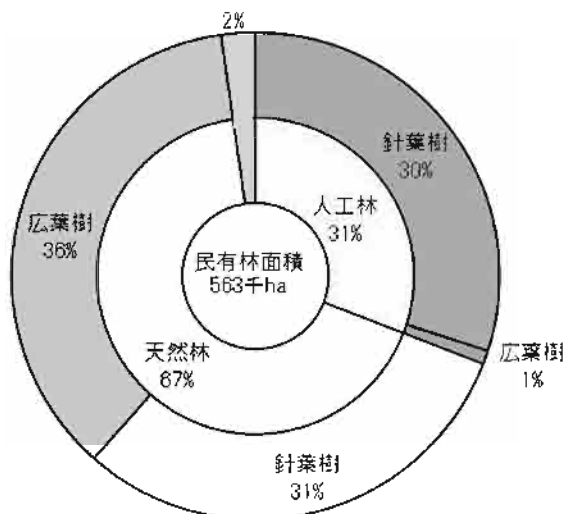
これらの森林は、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林を増加させる必要があります。

森林吸収源対策の推進

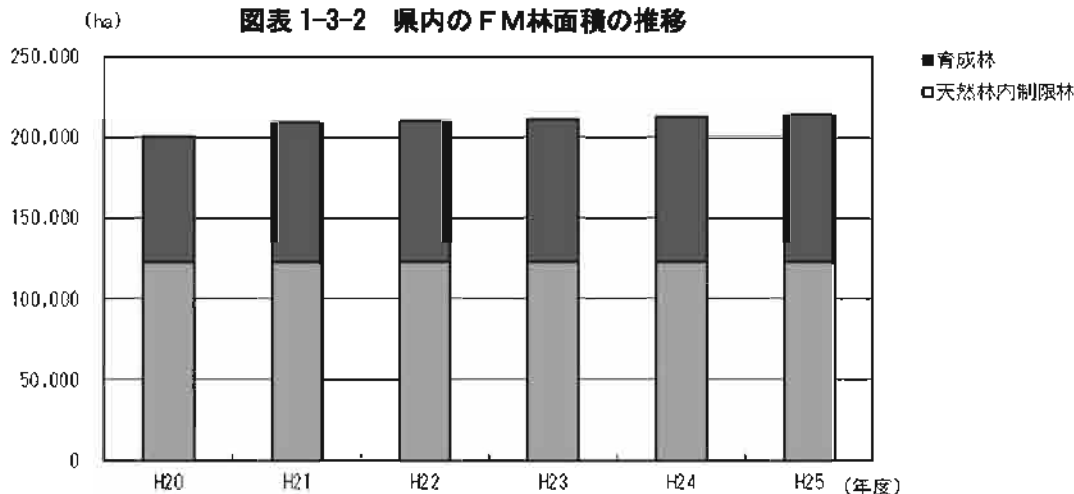
図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



(注) 1 県林業課「地域森林計画書」（平成26年4月公表）
2 その他には、竹林、更新困難地、未立木地を含む。

資料：県林業課

図表 1-3-2 県内のFM林面積の推移



14 FM林：FM (Forest Management) 林とは、森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H25)	目標値	目標 年度
森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千ha	209	213	216	H27

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 森林整備加速化・林業再生基金事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行います。

（森林整備加速化・林業再生基金事業）

【平成25年度実績】間伐(366ha)、林内路網整備(130路線)、高性能林業機械導入(9台)等

【平成26年度内容】林内路網整備、高性能林業機械導入等

（造林事業（育成林整備事業））

【平成25年度実績】森林整備面積：2,716ha

【平成26年度内容】森林整備面積：5,262ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養¹⁵など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成25年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐等(1,120ha)、県産材を使用した住宅への助成等による木材の利用促進。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備(235ha)、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、県産材を利用した木製品の設置による県産材利用促進など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：電車・バス等の公共交通機関や集客施設でのポスター等による広報、リーフレットやホームページによる情報発信。

【平成26年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、県産材利用対策、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

(2) 保安林¹⁵等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域¹⁶等の指定を行うとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

15 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

16 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

【平成 25 年度実績・平成 26 年度内容】指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図る。平成 25 年度は自然保護協力奨励金として 1,078 件, 3,123 千円, 立木損失補償金として 253 件, 14,475 千円を交付。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源涵養^{かん}, 災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため, 地域森林計画に基づき, 保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに, これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成 25 年度実績】149 件, 889ha の森林を保安林に指定。25 件, 3ha の保安林の指定を解除。

【平成 26 年度内容】100 件を指定見込み。

ウ 治山事業 (山地災害対策事業・保安林整備事業等) [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき, 県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策, 水需要の増大に係る水源森林の整備等, 県土の保全や基盤の充実を図ります。

【平成 25 年度実績】治山施設の整備及び森林の整備を 57 箇所実施。

【平成 26 年度内容】75 箇所を整備。

(3) カーボンオフセット・クレジット制度活用

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において, カーボンオフセット・クレジットを取得し, CO₂排出権を企業等へ販売することにより, その収益を県営林の森林整備等に活用し, 本県における森林吸収源対策を促進します。

【平成 25 年度実績】県営林で平成 24 年度の吸収分として取得したカーボンオフセット・クレジット 246 t-CO₂を販売するとともに, 平成 25 年度分として 172 t-CO₂を取得した。

【平成 26 年度内容】県営林において, 平成 26 年度分のカーボンオフセット・クレジットを取得予定。